

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(資料の提出)	(資料の提出)	
<p>32.1(a) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i)～(xiii) (略)</p> <p>(xiv) 「2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防食塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]」)という。本項において同じ。)中、「5 塗装システムの承認」に規定する適合書又は型式承認証書(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第135条第2項適用船舶に限る。)</p> <p>(xv)～(xvi) (略)</p> <p><u>(xvii) 「2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」附属書[3] 「原油タンカーの貨物油タンク保護塗装性能基準」(以下「附属書[3]」)という。本項において同じ。)</u>中、「5 塗装システムの承認」に規定する適合書又は型式承認証書又は附属書[4] 「原油</p>	<p>32.1(a) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i)～(xiii) (略)</p> <p>(xiv) 「2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]」)という。本項において同じ。)中、「5 塗装システムの承認」に規定する適合書又は型式承認証書(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第135条第2項適用船舶に限る。)</p> <p>(xv)～(xvi) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>省令改正に合わせ、漢字に変更(以下同様)</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>タンカーの貨物油タンク代替防食手法の性能基準</u>（以下「<u>附属書[4]</u>」という。本項において同じ。）中、「<u>4 承認</u>」に規定する型式承認証書（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第135条第3項適用船舶に限る。（xviii）及び（xix）において同じ。）</p> <p>（xviii）<u>附属書[3]</u>中、「<u>2 定義</u>」に規定するテクニカルデータシート又は附属書[4]中、<u>2.2.3.2</u>に規定する技術データ</p> <p>（xix）<u>附属書[3]</u>中、「<u>3.4 塗装テクニカルファイル</u>」に規定する塗装テクニカルファイル又は附属書[4]中、「<u>2.2 テクニカルファイル</u>」に規定するテクニカルファイル</p> <p>（注）（略）</p> <p>（2）～（12）（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（注）（略）</p> <p>（2）～（12）（略）</p>	
<p><u>第22号の5様式</u> <u>扉を有するコンテナ以外のコンテナに取り付けられる安全承認板の様式</u>については、本様式にかかわ（a）<u>らず、船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成23年12月28日国土交通省令第110号）による改正前の施行規則第22号の5様式によることとして差し支えない。</u></p>	<p>（新設）</p>	
<p><u>心得附則（平成23年12月27日）</u></p>		

改 正 案	現 行	備 考
<u>(適用期日) 本改正後の心得は、平成24年1月1日から適用する。</u>		

○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(同等効力)	(同等効力)	
2.0(a) (略) ～(i) <u>(j) 第 63 条第 2 項に規定する原油タンカーのディーブ タンク内の腐食が生じやすい箇所に講じる防食措置 について、強度告示第 135 条第 3 項で定める措置以外 の措置を講じることを認める場合には、資料を添え て、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u>	2.0(a) (略) ～(i) (新設)	塗装又は耐食鋼以 外の手法選択時の 措置
<u>(防食)</u>	(新設)	
<u>63.2(a) 「腐食が生じやすい箇所」とは、少なくとも「2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準を定める告 示」附属書[3]「原油タンカーの貨物油タンク保護塗 装性能基準」中「4.4 塗布の場所」又は附属書[4]「原 油タンカーの貨物油タンク代替防食手法の性能基準」 中「3.4 適用場所」を含む箇所をいう。</u>	(新設)	防食措置を行う場 所を規定
<u>(b) 「管海官庁が当該ディーブタンクに積載する原油の 成分を考慮して差し支えないと認める場合」とは、当 該船舶が専ら腐食を起こさない原油の運送の用に供す る目的で建造される場合をいう。この場合であって本 項の規定を免除する場合には、必要な資料を添えて海</u>	(新設)	※「腐食を起こさ ない原油」に関す る MSC. Circ は未 発出

改 正 案	現 行	備 考
<u>事局検査測度課長まで伺い出ること。</u>		
<u>心得附則（平成23年12月27日）</u>		
<u>（適用期日） 本改正後の心得は、平成24年1月1日から適用する。</u>		

○船舶検査心得 2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

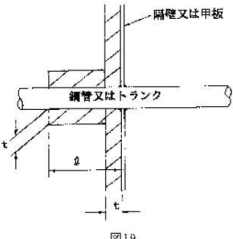
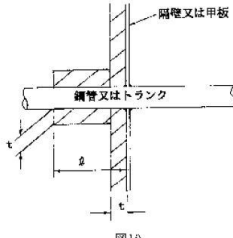
改 正 案	現 行	備 考
<p><u>(防食)</u> 135.1(a) (略)</p>	<p>(新設) 135.1(a) (略)</p>	
<p>135.2(a) 本項の適用を受ける海水バラスト専用タンク及び二重船側部に適用する基準については、附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防食塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]という。))によること。</p> <p>なお、附属書[2]は、レールや独立プラットホーム、はしご等の構造部材と一体ではない点検用交通設備に対し適用することが推奨される。構造部材と一体ではない点検用交通設備のために供される附属書[2]に規定される防食措置と同等な他の手段については、それらが周囲の構造部材の塗装を害さない限りにおいて、これを用いても差し支えない。</p> <p>また、歩路のために深くしたスチフナやストリングなど、構造部材の一部である点検用交通設備は附属書[2]に適合すること。</p>	<p>135.2(a) 本項の適用を受ける海水バラスト専用タンク及び二重船側部に適用する基準については、附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]という。))によること。</p> <p>なお、附属書[2]は、レールや独立プラットホーム、はしご等の構造部材と一体ではない点検用交通設備に対し適用することが推奨される。構造部材と一体ではない点検用交通設備のために供される附属書[2]に規定される防しよく措置と同等な他の手段については、それらが周囲の構造部材の塗装を害さない限りにおいて、これを用いても差し支えない。</p> <p>また、歩路のために深くしたスチフナやストリングなど、構造部材の一部である点検用交通設備は附属書[2]に適合すること。</p>	
<p><u>135.3(a) 「耐食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める塗料」とは、附属書[3]「原油タンカーの貨物油タンク保護塗装性能基準」(以下「附属書[3]という。))</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>MSC. 288(87)</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>を満足する塗料をいう。</u></p>		
<p>(b) <u>「防食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める鋼材」とは、附属書[4]「原油タンカーの貨物油タンク代替防食手法の性能基準」(以下「附属書[4]と</u> <u>いう。)</u>を満足する鋼材をいう。</p>	(新設)	MSC. 289(87)
<p>135.4(a) <u>「塗料又は鋼材の仕様その他の防食措置の詳細」</u>は、附属書[2]「3.4.2 新造船段階」、<u>附属書[3]「3.4.2 新造船段階」又は附属書[4]「2.2.3 新造船段階」</u>に掲げる事項をいい、<u>それぞれ</u>附属書[2]「3.4 塗装テクニカルファイル」、<u>附属書[3]「3.4 塗装テクニカルファイル」</u>又は附属書[4]「2.2 テクニカルファイル」に規定されるテクニカルファイルに記録させること。</p>	<p>135.3(a) <u>本項前段の「塗料の仕様、塗装の選択基準及び前項に掲げる防しよく措置の詳細」</u>は、附属書[2]「3.4.2 新造船段階」に掲げる事項をいい、附属書[2]「3.4 塗装テクニカルファイル」に規定される塗装テクニカルファイルに記録させること。</p>	
<p>(b) <u>本条第2項の措置に係る「保守及び修繕」</u>は、<u>附属書[2] 3.4.2.7に基づいて実施させ、その詳細を塗装テクニカルファイルに記録させること。</u>また、全面再塗装を実施した場合にあっては、<u>附属書[2]「3.4.2 新造船段階」</u>に規定する事項を塗装テクニカルファイルに記録させること。</p>	<p>(b) <u>本項後段の「保守及び修繕」</u>には、<u>部分的塗装及び全面再塗装が含まれる。</u> 「保守及び修繕」は、附属書[2]3.4.2.7に基づき実施し、その詳細を記録しなければならない。<u>この場合において、</u>全面再塗装を実施した場合にあっては、「3.4.2 新造船段階」に規定する事項を塗装テクニカルファイルに記録させること。</p>	
<p>(c) <u>本条第3項の措置に係る「保守及び修繕」</u>は、<u>附属書[3]3.4.2.7又は附属書[4]2.2.3.2.2に基づいて実施させ、その詳細をそれぞれ塗装テクニカルファイル又</u></p>	(新設)	

改 正 案	現 行	備 考
<u>は テクニカルファイルに記録させること。</u>		
附属書[2] 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の <u>防食</u> 塗装に関する性能基準	附属書[2] 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の <u>防しよく</u> 塗装に関する性能基準	
4.4.1 パラグラフ4.1 に掲げる性能基準に適合する海水バラスト専用タンク及び乾舷用船の長さ150m 以上のバルクキャリアに配置される二重船側部の <u>防食</u> 塗装システムに要求される事項は、表1 に示す。	4.4.1 パラグラフ4.1 に掲げる性能基準に適合する海水バラスト専用タンク及び乾舷用船の長さ150m 以上のバルクキャリアに配置される二重船側部の <u>防しよく</u> 塗装システムに要求される事項は、表1 に示す。	
4.4.2 塗料メーカーは、表1 の要件を満足するため、 <u>防食</u> 塗装システムの仕様を示さなければならない。	4.4.2 塗料メーカーは、表1 の要件を満足するため、 <u>防しよく</u> 塗装システムの仕様を示さなければならない。	
4.4.3 主管庁は、テクニカルデータシート及び <u>防食</u> 塗装システムの適合書又は型式承認書を確認しなければならない。	4.4.3 主管庁は、テクニカルデータシート及び <u>防しよく</u> 塗装システムの適合書又は型式承認書を確認しなければならない。	
4.4.4 造船所は、検証されたテクニカルデータシート及び検証された塗布手順に従って <u>防食</u> 塗装システムを適用しなければならない。	4.4.4 造船所は、検証されたテクニカルデータシート及び検証された塗布手順に従って <u>防しよく</u> 塗装システムを適用しなければならない。	
<u>附属書[3] 「原油タンカーの貨物油タンク保護塗装性能基準」</u> (略)	(新設)	別添 1 参照
<u>附属書[4] 「原油タンカーの貨物油タンク代替防食手法の性能基準」</u> (略)	(新設)	別添 2 参照
<u>心得附則 (平成23年12月27日)</u>		
<u>(適用期日) 本改正後の心得は、平成24年1月1日から適用する。</u>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(A 級仕切りにおける開口)	(A 級仕切りにおける開口)	
<p>13.1(a) A 級仕切りの貫通物(電線、管、トランク、ダクト、充填材その他これに類似するものをいう。)については、火災試験方法コード パート 3「A 級、B 級及び F 級仕切りの試験」中 2.1 の「防火ダンパ、パイプ貫通部及び電線貫通部の試験」に合格する性能を有するもの <u>又は附属書[2-2]「貫通部の詳細」に掲げる構造例に従い施工された電線、管、トランク若しくはダクトは</u>、「当該仕切りの耐火性を損なうことのないよう措置を講じ」たものとして認めてよい。</p>	<p>13.1(a) A 級仕切りの貫通物(電線、管、トランク、ダクト、充填材その他これに類似するものをいう。)については、火災試験方法コード パート 3「A 級、B 級及び F 級仕切りの試験」中 2.1 の「防火ダンパ、パイプ貫通部及び電線貫通部の試験」に合格する性能を有するものは、「当該仕切りの耐火性を損なうことのないよう措置を講じ」たものとして認めてよい。</p>	<p>記載漏れの修正。</p>
(耐火性仕切りにおける開口等)	(耐火性仕切りにおける開口等)	
<p><u>(削る。)</u></p> <p><u>27-7.1(a)</u> (略)</p>	<p><u>27-7.1(a)</u> <u>本項における第 13 条第 1 項の規定の準用において、限定近海船の機関区域(特定機関区域を除く。)における隔壁又は甲板の貫通部については、附属書[2-2]「貫通部の詳細」に従うことを要しない。</u></p> <p><u>(b)</u> (略)</p>	<p>規則改正時の削除漏れ。</p>
<u>(削る。)</u>	(準用規定)	
<u>(削る。)</u>	<p><u>27-13.1(a)</u> <u>本項における第 18 条第 1 項の規定の準用において、機関区域(特定機関区域を除く)を貫通する管については、附属書[2-2]「貫通部の詳細」に従うことを要し</u></p>	<p>規則改正時の削除漏れ。</p>

改 正 案	現 行	備 考
	<u>ない。</u>	
<p style="text-align: center;">附属書[2-2] 貫通部の詳細</p>	<p style="text-align: center;">附属書[2-2] 貫通部の詳細</p>	
<p>2 管又はトランクの貫通部分</p> <p>(1) A級仕切りの貫通部</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) A0級以外のA級仕切りの場合</p> <p style="text-align: center;"><u>(イ)</u></p> <div style="text-align: center;">  <p>図19</p> <p><small>gは防熱を施工する長さで、(i)による。(ただし、呼び径が65mm以下でも斟酌しない。)</small></p> </div> <p><u>(ロ) JIS F 8051「A級防火仕切り電線貫通部設計基準」中、付図3に示されるマルチケーブルトランジットを用いる方法その他これと類似する方法を認めてよい。この場合において、充填材は、不燃性材料又はA級仕切りの貫通部に使用することを認められた可燃性材料とすること。</u></p>	<p>2 管又はトランクの貫通部分</p> <p>(1) A級仕切りの貫通部</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) A0級以外のA級仕切りの場合</p> <div style="text-align: center;">  <p>図19</p> <p><small>gは防熱を施工する長さで、(i)による。(ただし、呼び径が65mm以下でも斟酌しない。)</small></p> </div>	<p>仕切り管貫通部に使用するものとして認められる新たな方法の追加</p> <p>(平成22年11月15日付事務連絡「A級仕切管貫通部の取扱いについて」参照)</p>
<p style="text-align: center;"><u>心得附則(平成23年12月27日)</u></p>		
<p><u>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(通風装置)	(通風装置)	
26.2.2(a) 限定近海船の機関区域(特定機関区域を除く)に設ける通風用ダクトにあつては、本号ハのダンパーを省略して差し支えない。	26.2.2(a) 限定近海船の機関区域(特定機関区域を除く)に設ける通風用ダクトにあつては、本号ハのダンパーを省略して差し支えない。 <u>また、ダクトの貫通部については、防火構造規則心得附属書[2-2]「貫通部の詳細」に従うことを要しない。</u>	規則改正時の削除漏れ。
<u>心得附則(平成23年12月27日)</u>		
<u>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u>		

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(非常電源)	(非常電源)	
300.4(a)表 30 <u>船舶長距離識別追跡装置</u>	300.4(a)表 30 <u>船舶長距離自動識別装置</u>	誤記訂正
<u>心得附則 (平成23年12月27日)</u>		
<u>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(高機能グループ呼出受信機)	(高機能グループ呼出受信機)	
<p>7.0(c) 第2号で引用する第6条第2号の「有効に受信及び印刷することができるもの」については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手動により船舶の位置、<u>現在及び将来の NAVAREA 又は METAREA コード、沿岸警報情報のカバーエリア並びに異なるクラスのメッセージの選択</u>を入力できるものであること。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>7.0(c) 第2号で引用する第6条第2号の「有効に受信及び印刷することができるもの」については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 手動により船舶の位置<u>及び地域コード</u>を入力できるものであること。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	EGC の要件の改正
<p><u>(e) 第2号で引用する第6条第4号の「重要な情報」とは、航行警報、気象警報及び予報並びに捜索及び救助等の緊急性の高い情報をいう。</u></p>	(新設)	EGC の要件の改正
<u>(f) ~ (g)</u> (略)	<u>(e) ~ (f)</u> (略)	
<p><u>(h) 第2号で引用する第6条第7号の「適正に作動することを確認するための措置」については、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>船舶の位置が12時間以上更新されない場合に、可視表示を行うものであること。なお、当該表示は、船舶の位置が再確認されたときにのみ解</u></p>	(新設)	EGC の要件の改正

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>除されるものであること。</u></p> <p><u>(2) 印字装置の印字紙の残りが少なくなったとき又は無くなったときに、第 2 号で引用する第 6 条第 3 号の警報と区別できる音による警報を発するものであること。</u></p>		
<p><u>心得附則（平成23年12月27日）</u></p>		
<p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>(a) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>(a) 平成 24 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている高機能グループ呼出受信機については、改正後の 7.0(c)、7.0(e)及び 7.0(h)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>		

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

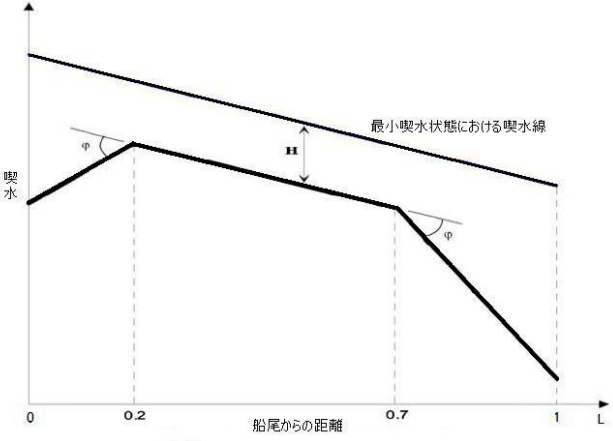
(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
第2章 消防設備の備付数量及び備付方法 第3節 雑則	第2章 消防設備の備付数量及び備付方法 第3節 雑則	
<u>(可燃性ガス検定器等)</u>	(新設)	
<u>67.0(a) 可燃性ガス検定器及び酸素濃度計は、兼用のものであって差し支えない。</u>	(新設)	1台で可燃性ガスと酸素の両方を計ることができる装置でも可
<u>67.2(a) 酸素濃度計は、持運びに便利であり、かつ、取扱いが容易なものであること。</u>	(新設)	
<u>(b) 酸素濃度計は、JIS T 8201「酸素欠乏測定用酸素計」の規格に適合するものを標準とする。</u>	(新設)	
(タンカーの貨物タンク等の附属設備)	(タンカーの貨物タンク等の附属設備)	
<u>68.3(a) 「貨物タンクに隣接する区画」とは、貨物タンクに隣接するバラストタンク及び二重底又は二重船側部の空所(船首部バラストタンク、貨物タンクに隣接する隔壁甲板より下方に位置するすべてのタンク又は区画を含む。)をいう。</u>	(新設)	設置場所

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>(b) 「管海官庁が当該区画の消防設備を考慮して差し支えないと認める場合」とは、貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）に固定式イナート・ガス装置を備え付けている場合をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>適用除外規定の明確化</p>
<p><u>(c) 当該装置は、消防設備規則第68条第6項の規定により備えられる炭化水素ガス濃度連続監視装置と兼用して差し支えない。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p><u>68.4(a)</u> (略)</p>	<p><u>68.3(a)</u> (略)</p>	<p>項ズレ対応</p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>(畜圧式の消火器)</u></p>	
<p>(削る。)</p>	<p><u>70.0(a) 「蓄圧式の消火器」とは、消火剤が蓄圧されて貯蔵されているもの(例えば、炭酸ガス消火器)をいい、消火剤を放出するためのガス容器が通常大気圧に維持されている他の部分から隔離されており、かつ、十分に保護されているもの(例えば、液体消火器及び粉末消火器)は、蓄圧式の消火器に含まない。</u></p>	<p>平成6年運輸省令第13号(畜圧式の消火器の使用禁止措置の廃止)改正時の措置モレ</p>
<p><u>心得附則（平成23年12月27日）</u></p>		
<p><u>(適用期日) 本改正後の心得は、平成24年1月1日から適用する。</u></p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考																																	
(非常ポンプ)	(非常ポンプ)																																		
<p><u>3.1(a) 固定式非常ポンプの海水吸入口は、次に掲げる状態において、常に水面下にあること。</u></p> <p><u>(1) 航海中の最小喫水状態において、表3.1及び図3.1で示される降下量Hを考慮した向かい波による縦揺れ状態</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表3.1</u></p> <table border="1" data-bbox="360 715 990 799"> <tr> <td>L (m)</td> <td>75以下</td> <td>100</td> <td>125</td> <td>150</td> <td>175</td> <td>200</td> <td>225</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350以上</td> </tr> <tr> <td>ϕ (deg)</td> <td>4.5</td> <td>4</td> <td>3.2</td> <td>2.7</td> <td>2.3</td> <td>2.1</td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> <td>1.6</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>H (m)</td> <td>0.73</td> <td>0.8</td> <td>0.87</td> <td>0.93</td> <td>0.98</td> <td>1.03</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.19</td> <td>1.25</td> </tr> </table> <p><u>L：国際満載喫水線条約で定義される船舶の長さ又はバラスト状態における垂線間距離のいずれか大きい値</u></p> <p><u>ϕ：図3.1で定義されるピッチ角</u></p> <p><u>H：図3.1で定義される降下量</u></p>	L (m)	75以下	100	125	150	175	200	225	250	300	350以上	ϕ (deg)	4.5	4	3.2	2.7	2.3	2.1	1.8	1.7	1.6	1.5	H (m)	0.73	0.8	0.87	0.93	0.98	1.03	1.07	1.11	1.19	1.25	(新設)	MSC.1/Circ.1388 の取入れ
L (m)	75以下	100	125	150	175	200	225	250	300	350以上																									
ϕ (deg)	4.5	4	3.2	2.7	2.3	2.1	1.8	1.7	1.6	1.5																									
H (m)	0.73	0.8	0.87	0.93	0.98	1.03	1.07	1.11	1.19	1.25																									

改 正 案	現 行	備 考
 <p data-bbox="645 719 712 746">図3.1</p> <p data-bbox="360 767 994 1262"> <u>(2) 航海中の最小喫水状態において、ビルジキールを有する船舶にあつては11°、ビルジキールを有しない船舶にあつては13° 傾斜した横波による横揺れ状態</u> <u>(3) 静水中における平衡状態で船舶のプロペラの2/3が没水した状態（電気推進装置等特殊な推進器を用いる船舶にあつては、管海官庁がこれと同等と認める状態）</u> <u>(4) 入港時バラスト状態（貨物を積載しておらず、かつ、燃料油を10%積載した状態）</u> </p>		
(火災探知装置)	(火災探知装置)	

改 正 案	現 行	備 考
<p>34.1.0(b) <u>次に掲げる貨物区域に煙管式火災探知装置を設置する場合にあっては、本条の規定に加え、附属書[4]「煙管式火災探知装置の基準」に適合すること。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>34.1.0(b) <u>附属書[4]「煙管式火災探知装置の基準」に適合する煙管式火災探知装置は、次に掲げる貨物区域に設置する場合に限り、本条に適合する火災探知装置と同等の効力を有する火災探知装置として取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	
<p><u>(タンカーの貨物タンク等の附属設備)</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p><u>47.3(a) 装置は、試料の採取管、吸引ポンプ、電磁弁及びガス分析装置から構成されるものであること。</u></p>	<p>(新設)</p>	FSSコード第16章
<p><u>(b) 第1号の「採取場所」に設ける採取端は、次の要件に適合するものであること。</u></p> <p><u>(1) 各採取場所の少なくとも上下各1箇所に設けること。ただし、載貨重量トン数50,000トン未満の船舶については、採取端は上部又は下部のいずれかに設ければよいものとし、又、二重底のバラスタタンク、部分積み付けを計画しないバラスタタンク及び空所については、上部の採取端は設けなくても差し支えない。</u></p> <p><u>(i) 上部の採取箇所は、タンク頂部から1m以内に設置すること。</u></p> <p><u>(ii) 下部の採取箇所は、タンク底部の外板の桁板より上方であって、少なくともタンク底部より</u></p>		採取場所の明確化

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>0.5m以上に設置すること。</u></p> <p><u>(2) 当該船舶が輸送する貨物のガス濃度を考慮して設置すること。</u></p>		
<p><u>(c) 第3号の「試料の採取管」は、次の要件に適合するものであること。</u></p> <p><u>(1) 圧縮空気を用いて管のつまりを防止する手段を設けること。</u></p> <p><u>(2) 非金属材料が用いられる場合にあつては、導電性の材料で製作されていること。</u></p> <p><u>(3) アルミニウムを用いていないこと。</u></p> <p><u>(4) フレームアレスタを設けること。</u></p> <p><u>(5) 容易に接近可能な場所に手動の止め弁を設けること。</u></p> <p><u>(6) ガス安全区域を通過しないこと。</u></p>	(新設)	
<p><u>(d) 第4号の「管海官庁が適当と認める場所」とは、貨物制御室、船橋その他の安全な場所をいう。この場合にあつて、ガス分析装置は、ガス密の鋼製キャビネット等の密閉された囲いの中に設けられたものであること。</u></p>	(新設)	
<p><u>(e) 第5号の「安全な位置」とは、発火源及び吸気口に隣接した位置以外の位置をいう。</u></p>	(新設)	
<p><u>(f) 装置が故障した場合又は較正中の場合は、消防設備</u></p>	(新設)	

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>規則第67条の可燃性ガス検定器による継続的な炭化水素ガスの測定及び測定結果の記録を行うことができるものであること。</u></p>		
<p>附属書[4] 煙管式火災探知装置の基準</p>	<p>附属書[4] 煙管式火災探知装置の基準</p>	
<p>1 定義</p> <p>(1) <u>「吸煙器」とは、煙管（試料採取管）の開口端に設置された試料を収集する器具であって、煙管（試料採取管）を通じて収集した試料を制御盤へ送る機能を有するものをいう。なお、消防設備規則第43条及び第44条から第46条までの規定により備え付ける固定式鎮火性ガス消火装置の放出口と兼用して差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>「煙管（試料採取管）」とは、吸煙器を制御盤の目視部又は煙探知部につなぐ配管をいう。</u></p> <p>(3) <u>「三方弁」とは、装置が固定式鎮火性ガス消火装置と相互に接続されている場合に用いられるものであって、通常は煙管（試料採取管）と制御盤を接続し、火災を検知した場合には、煙管（試料採取管）と制御盤の接続を解除するとともに、煙管（試料採取管）と固定式鎮火性ガス消火装置の放出管を接続するものをいう。</u></p> <p>(4) <u>「制御盤」とは、煙を探知した場合に、当該制御盤及び船橋の表示盤において自動的に警報を発し、乗組員</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>FSSコード第10章 改正に伴う改正</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>が火災が発生している探知区域を特定し、鎮火性ガスの放出のために適切な三方弁の操作ができるものをいう。</u></p> <p><u>2</u> 煙管式火災探知装置(以下「探知装置」という。)は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(1) 探知装置は、常時連続して<u>検知</u>できるものであること。<u>ただし、検知間隔が次式を満足する探知装置については、断続検知方式によるものであって差し支えない。</u></p> <p><u>$I = 1.2 \times T \times N$ かつ、$I \leq 120$</u></p> <p><u>I: 検知間隔(s)</u></p> <p><u>T: 吸気ファンの応答時間(s)</u></p> <p><u>N: 検知箇所数</u></p> <p>(2) 探知装置は、<u>減光率</u>6.65%/m以下の煙<u>濃度</u>を含む空気に触れたとき作動しないこと。</p> <p>(3) 各探知区域から導いた<u>煙管(試料採取管)</u>を通じてくる火災に伴う微細稀薄な煙を目視により容易に判別することができること。</p> <p>(4) <u>煙管(試料採取管)</u>の中を通る気流を監視でき、かつ、火災の存在又は徴候及び位置を自動的に標示することができること。</p> <p>(5) 1の探知区域に対する探知装置が作動不能となった場</p>	<p><u>1</u> 煙管式火災探知装置(以下「探知装置」という。)は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(1) 探知装置は、常時連続<u>操作</u>ができるもの<u>にあつては、火災が発生してから警報を発するまでの時間が3分以内</u>であること。<u>また、断続検知方式によるものにあつては、火災が発生してから警報を発するまでの時間が3分以内であつて、かつ、すべての探知区域を監視するのに要する時間が2分以内</u>であること。</p> <p>(2) 探知装置は、<u>濃度</u>6.65%/m以下の煙を含む空気に触れたとき作動しないこと。</p> <p>(3) 各探知区域から導いた<u>煙管</u>を通じてくる火災に伴う微細稀薄な煙を目視により容易に判別することができること。</p> <p>(4) <u>煙管</u>の中を通る気流を監視でき、かつ、火災の存在又は徴候及び位置を自動的に標示することができること。</p> <p>(5) 1の探知区域に対する探知装置が作動不能となった場</p>	<p>表現の適正化</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>合にも、他の探知区域に対する探知装置が作動不能とならないこと。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(6) 吸気ファンが運転を停止した場合、吸気作用が停止した場合、煙分照映灯が消えた場合又は探知装置の動力源に故障を生じた場合に、これらが回復するまで制御盤又は表示盤を備えている場所及び船橋において火災探知を示す信号と異なる可視可聴<u>の</u>警報を発するものであること。</p> <p>(削る。)</p> <p>(7) <u>煙管（試料採取管）</u>は、内径が12mm以上のものであること。</p> <p>(8) できる限り各吸煙器から<u>採取</u>される煙の量が等しくなることを確保するための措置が講じられていること</p>	<p>合にも、他の探知区域に対する探知装置が作動不能とならないこと。</p> <p>(6) <u>電気設備のための予備の電源を備えていること。</u></p> <p>(7) <u>正確な作動を試験した後、部品交換をせずに通常の監視状態に復帰することができること。</u></p> <p>(8) 吸気ファンが運転を停止した場合、吸気作用が停止した場合、煙分照映灯が消えた場合又は探知装置の動力源に故障を生じた場合に、これらが回復するまで制御盤又は表示盤を備えている場所及び船橋において火災探知を示す信号と異なる可視可聴警報を発するものであること。</p> <p>(9) <u>警報装置は、火災の存在又は徴候を感知した場合に、制御盤又は表示盤を備えている場所及び船橋において各探知区域ごとに可視可聴警報を発するものであること。</u></p> <p>(10) <u>煙管は、内径が12mm以上のものであり、かつ、適当な場所に排水口が設けられたものであること。ただし、当該煙管を固定式鎮火性ガス消火装置と兼用して使用する場合は、その内径は20mm以上</u>であること。</p> <p>(2. (9))</p>	<p>設備規程第 298 条</p> <p>消防設備告示第 34 条第 1 項第 6 号</p> <p>消防設備規則第 34 条第 1 項第 3 号及び第 4 号</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>(9)</u> 貨物区域その他損傷を受けるおそれのある場所に設置される<u>煙管（試料採取管）</u>及び吸煙器は、適当な防護措置が施されたものであること。</p> <p><u>(10)</u> <u>制御盤は、次に掲げる要件を満足すること。</u></p> <p><u>(i)</u> <u>個々の煙管（試料採取管）の煙を監視できるものであること。</u></p> <p><u>(ii)</u> <u>警報の解除ができるものであること。</u></p> <p><u>(iii)</u> <u>発せられる可聴警報が、容易に識別できるものであること。</u></p> <p><u>(11)</u> 吸気ファンは、<u>次に掲げる要件を満足すること。</u></p> <p><u>(i)</u> <u>二重に設けられていること。</u></p> <p><u>(ii)</u> 通常の状態又は換気中において十分な能力を有するものであること。</p> <p><u>(iii)</u> <u>煙が吸煙器に流入してから、車両区域からは180秒以内、貨物区域からは300秒以内に制御盤に到達する能力を有すること。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>3</u> 煙管式火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 探知装置は、有害若しくは可燃性物質又は消火剤が居</p>	<p><u>(11)</u> 貨物区域その他損傷を受けるおそれのある場所に設置される<u>煙管</u>及び吸煙器は、適当な防護措置が施されたものであること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(12)</u> 吸気ファンは、二重に設けられて<u>おり、かつ、</u>通常の状態又は換気中において十分な能力を有すること。</p> <p><u>(13)</u> <u>試験及び保守のために適当な手引書を備えること。</u></p> <p><u>(14)</u> <u>消防設備規則第29条第2号、第7号及び第8号</u>に掲げる要件に<u>適合するものであること。</u></p> <p><u>2</u> 煙管式火災探知装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 探知装置は、有害若しくは可燃性物質又は消火剤が居</p>	<p>消告第 34 条第 7 号</p> <p>(旧消規第 29 条＝ 現消告第 34 条)</p>

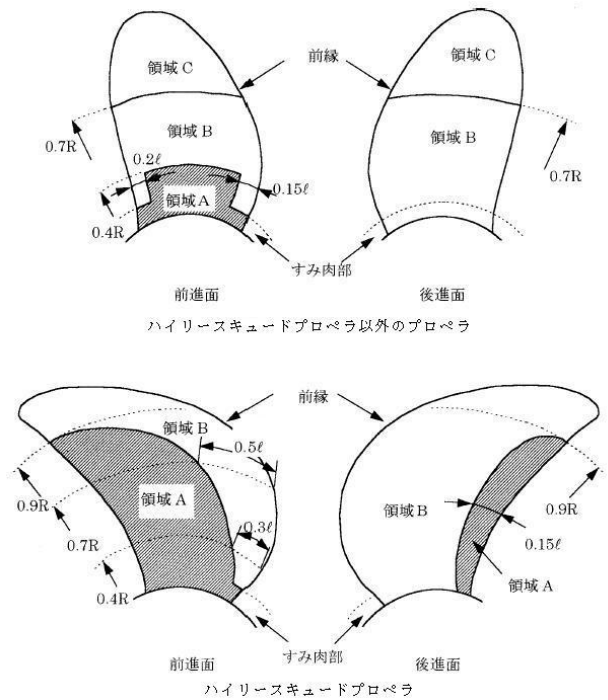
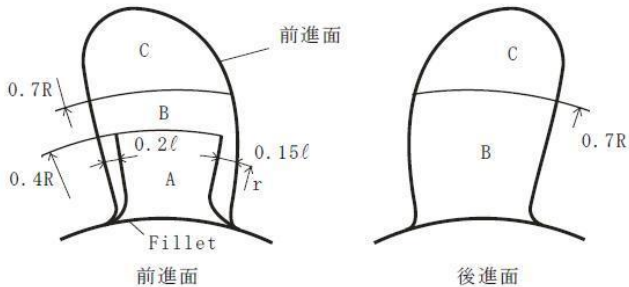
改 正 案	現 行	備 考
<p>住区域、業務区域、制御場所又は機関区域に漏れず、かつ、引火性ガスと空気の混合気に着火しないような措置が講じられていること。</p> <p>(削る。)</p> <p>(2) 探知区域に含まれる各室には、少なくとも1個の吸煙器を取り付けること。この場合において、当該探知区域が探知装置が有効に機能する貨物と油又は冷凍貨物を交互に運送するように設計されている場合には、探知装置を保護するための設備を備えること。</p> <p>(3) <u>吸煙器の備え付けについては、次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>(i) 各探知区域に含まれる各室の天井に、そのいずれの部分も吸煙器からの距離が12mを超えないように取り付けること。</p> <p>(ii) <u>各探知区域の吸煙器の少なくとも一つは、排気ダクトより上部に取り付けること。</u></p> <p>(iii) 損傷を受け、又は機能に影響を受けるおそれのない場所に取り付けること。</p> <p>(iv) 通風器の開口縁から開口径の3倍以内の位置に取り付けないこと。</p> <p>(v) 異なる探知区域に取り付けられている吸煙器を、</p>	<p>住区域、業務区域、制御場所又は機関区域に漏れず、かつ、引火性ガスと空気の混合気に着火しないような措置が講じられていること。</p> <p>(2) <u>制御盤又は表示盤は、船橋又は船橋との直接の連絡装置を備えている他の制御場所に備えられていること。</u></p> <p>(3) 探知区域に含まれる各室には、少なくとも1個の吸煙器を取り付けること。この場合において、当該探知区域が探知装置が有効に機能する貨物と油又は冷凍貨物を交互に運送するように設計されている場合には、探知装置を保護するための設備を備えること。</p> <p>(4) 吸煙器は、各探知区域に含まれる各室の天井に、そのいずれの部分も吸煙器からの距離が12mを超えないように取り付けること。</p> <p>(5) 吸煙器は、損傷を受け、又は機能に影響を受けるおそれのない場所に取り付けること。</p> <p>(6) <u>4個を超える吸煙器を同一の煙管に連結しないこと。</u></p> <p>(7) <u>吸煙器は、</u>通風器の開口縁から開口径の3倍以内の位置に取り付けないこと。</p> <p>(8) 異なる探知区域に取り付けられている吸煙器を同一の<u>煙管</u>に連結しないこと。</p>	<p>消防設備規則第51条第2項</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>同一の<u>煙管（試料採取管）</u>に連結しないこと。 <u>（削る。）</u></p> <p><u>(4)</u> 排気は、制御盤又は表示盤を設置している室内に排出するようにし、かつ、これを当該室外に排出することができるような適当な装置を設け、その弁には、明瞭な標示をしておくこと。</p> <p><u>(5)</u> <u>煙管（試料採取管）の備え付けについては、次に掲げる要件を満足すること。</u></p> <p><u>(i)</u> <u>損傷を受け、又は機能に影響を受けるおそれのない場所に取り付けること。</u></p> <p><u>(ii)</u> 適当な傾斜を設け、かつ、屈曲部ができる限りゆるやかになるように配置すること。</p> <p><u>(iii)</u> 圧縮空気で定期的に掃除することができるよう配置すること。 <u>（削る。）</u></p>	<p><u>(9)</u> <u>できる限り各吸煙器から抽出される煙の量が等しくなることを確保するための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(10)</u> 排気は、制御盤又は表示盤を設置している室内に排出するようにし、かつ、これを当該室外に排出することができるような適当な装置を設け、その弁には、明瞭な標示をしておくこと。</p> <p><u>(11)</u> <u>煙管は、適当な傾斜を設け、かつ、屈曲部ができる限りゆるやかになるように配置すること。</u></p> <p><u>(12)</u> <u>煙管は、圧縮空気で定期的に掃除することができるよう配置すること。</u></p> <p><u>(13)</u> <u>消防設備規則第51条第2項第1号及び第10号に掲げる要件に適合するものであること。</u></p>	<p>2(8)へ移行</p> <p>自明のため削除</p>
<p><u>心得附則（平成23年12月27日）</u></p>		
<p><u>（適用期日）</u></p> <p><u>(a)</u> <u>本改正後の心得は、平成24年1月1日から適用する。</u> <u>ただし、3.1(a)の改正規定は、平成24年7月1日から適用する。</u></p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>(a) 平成24年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の3.1(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>(b) 平成24年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている煙管式火災探知装置については、改正後の附属書[4]の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>附属書[2] 材料の基準</p>	<p>附属書[2] 材料の基準</p>	
<p>3 補修 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(iii) 溶接補修については、図1の区分に応じ次に掲げるところによる。</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p>	<p>3 補修 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(iii) 溶接補修については、図1の区分に応じ次に掲げるところによる。<u>この場合において、ハイスキュープロペラにあつては、図1中「0.4R」を「0.6R」と置き替えること。</u></p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p>	<p>ハイリースキュードプロペラの図の追加</p>

改 正 案	現 行	備 考
 <p>前線</p> <p>領域C</p> <p>領域B</p> <p>領域A</p> <p>0.7R</p> <p>0.2l</p> <p>0.15l</p> <p>0.4R</p> <p>すみ肉部</p> <p>前進面</p> <p>後進面</p> <p>ハイリンスキュードプロペラ以外のプロペラ</p> <hr/> <p>前線</p> <p>領域B</p> <p>領域A</p> <p>0.9R</p> <p>0.7R</p> <p>0.4R</p> <p>0.5l</p> <p>0.3l</p> <p>0.15l</p> <p>すみ肉部</p> <p>前進面</p> <p>後進面</p> <p>ハイリンスキュードプロペラ</p> <hr/> <p>R : プロペラ半径</p> <p>l : 半径rにおけるはねの幅</p> <p>図1 プロペラの区分</p> <p>(iv) (略)</p> <p><u>(v) 図1と異なる領域区分において溶接補修を行う場合は、資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u></p>	 <p>前進面</p> <p>C</p> <p>0.7R</p> <p>B</p> <p>0.2l</p> <p>0.15l</p> <p>0.4R</p> <p>Fillet</p> <p>前進面</p> <p>後進面</p> <p>C</p> <p>0.7R</p> <p>B</p> <hr/> <p>R : プロペラ半径</p> <p>l : 半径rにおけるはねの幅</p> <p>図1 プロペラの区分</p> <p>(iv) (略)</p>	
附属書[4] 構造等の基準	附属書[4] 構造等の基準	

改 正 案	現 行	備 考
<p>5 動力伝達装置及び軸系</p> <p>(10)プロペラ</p> <p>(iv) <u>ハイリースキュードプロペラ</u>の羽根</p> <p><u>ハイリースキュードプロペラ</u>の羽根の厚さは、スキュー角(プロペラ投影図において、プロペラ軸中心と翼幅中心線のプロペラ先端との交点を結ぶ直線と、プロペラ軸中心から翼幅中心線へ引いた接線とのなす角(図8参照)をいう。)の大きさに応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p>	<p>5 動力伝達装置及び軸系</p> <p>(10)プロペラ</p> <p>(iv) <u>ハイスキュープロペラ</u>の羽根</p> <p><u>ハイスキュープロペラ</u>の羽根の厚さは、スキュー角(プロペラ投影図において、プロペラ軸中心と翼幅中心線のプロペラ先端との交点を結ぶ直線と、プロペラ軸中心から翼幅中心線へ引いた接線とのなす角(図8参照)をいう。)の大きさに応じて、次に掲げるところによる。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p>	<p>文言修正</p>
<p><u>心得附則 (平成23年12月27日)</u></p>		
<p><u>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(小型船舶用救命胴衣)	(小型船舶用救命胴衣)	
<u>53.2(a) 本項に規定する小型船舶用救命胴衣には、一部が固型浮体により構成されるものを含む。</u>	(新設)	「固型＋自動膨脹型」の小型船舶用救命胴衣の適用規定の明確化
<u>心得附則（平成23年12月27日）</u>		
<u>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u>		